

第 29 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年11月11日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（15名）

2番 高橋 基	3番 渡邊 隆文	4番 立原 清子
8番 一木 克昭	11番 皆川 重文	12番 浅井 紘一
13番 市村 正司	14番 吉澤 勇	15番 笹沼 恭一
16番 関 成一	18番 伊藤 明美	19番 軍地 美代
20番 高安 幸一	23番 小島 雄一	24番 外岡 健寿

欠席委員（9名）

1番 江橋 健男	5番 今関 征一	6番 深谷 泉
7番 飛田 信広	9番 雨谷 克己	10番 安藏 久男
17番 皆川 晃	21番 加倉井 幸夫	22番 大圖 金雄

事務局

事務局 長	横山 英雄	次 長	吉川 正浩
副参事兼次長補佐兼 調査広報係長	岩間 雅徳	農地係 長	谷津 知一
農地係	関 拓也	農地係	塚田 一平

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、委員の皆様全員お揃いでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆様、おはようございます。

すっかり秋めいてきてまして、今年はなかなか紅葉があまりきれいじゃないかなという感じがしております。そしてまだ紅葉は少し遅れてますね。実は地元の集落排水がなくなって、令和5年からは一般下水道事業に参入されるのですが、それに関連する形で今週の火曜日、水曜日に最後の研修ということで群馬県へ行ってまいりました。6年前の農業委員の研修だったんですけれども、吾妻川をせき止めた八ッ場ダムですね、それが当時の政権の事業仕分けによりまして頓挫しまして、ダム底のコンクリート打設が始まったわけでありまして、その当時は国交省のマイクロバスで現地を案内をしていただきまして、壮大な景色を見てきました。それがおととしの台風19号のときにダムもちょうど完成をしまして、水を溜めている時にあの豪雨があったのですが、吾妻川が氾濫せずに済み、豪雨でダムの約6割の水が溜まったというような話を聞いております。

いずれにしても、形あるものはいつかは最期を迎えるわけでありましてけれども、あのダムによって安全、それから治水、そういったものがすごく循環よくできておりまして、今回の研修は当時の様相とは全然違い、途中で道の駅やダムを眺められる大きな展望台などができていまして、良い研修をしてまいりました。

そういう中で、本日の総会につきましても慎重な審議をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第29回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名、欠席委員は9名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

11番の皆川重文委員，12番の浅井紘一委員，よろしくお願いいたします。

次に，審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第29回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が12件，農地法第4条の審議案件が2件，農地法第5条の審議案件が28件，土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして，農地法第3条の3の届出が8件，農地法第4条の届出が4件，農地法第5条の届出が15件，農地法第18条第6項の通知は2件，制限除外の農地の移動届出が1件，登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして76件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に，私の担当地区については関係委員として意見できませんので，調査の上，代理発言を16番，関成一委員にお願いいたします。

それでは，議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番，軍地です。

この件につきまして調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま

す。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。10番，安藏委員の代理発言です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議を願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番，高安です。10番，安藏委員の代理発言になります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議を願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

す。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく
お願いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第7項を上程いたします。

この案件は小島委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議
事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたしま。

(小島雄一委員一時退席)

議 長 それでは、事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたしますが、この案件も小島委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席したまま審議を進めます。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、小島委員に着席を求めます。

(小島雄一委員着席)

議 長 次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。9番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番，渡邊です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当かと思われまので，よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。9番，雨谷委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第2項を上程いたしますが，この案件は小島委員が関係しておりますので，
農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき，一時退席をお願い
いたします。

（小島雄一委員一時退席）

議 長 事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

それでは、小島委員に着席を認めます。

(小島雄一委員着席)

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、住宅が連たんしている区域に近接し、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と見做されます。

なお、令和4年10月7日付で農振農用地から除外され、同日に都市計画法の地区計画が定められた区域内の農地であります。

農地法上の取扱いでございますが、転用目的が土地の造成・処分のみを目的とした転用は基本的にできませんが、都市計画法の地区計画が設定された区域では、宅地分譲での許可ができると農地法施行規則第57条第1項第5号ただし書きに例外規定が定められております。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するための申請でございます。

す。申請地は、鹿島臨海鉄道東水戸駅から300メートル以内の農地であることから、農地区分は第3種農地と思慮されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、河川や住宅に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして、事前に事務局から連絡がありまして、現場を調査したところ、道幅が狭く、車の通りも激しいので、地元住民の車両の通行の支障にならない施行計画のもとで工事を行うよう工事業者をお願いをしたいと思います。周辺の方々にはポスティング等の事前のお知らせもなく、説明もないことが判りました。また、調査する中で太陽光発電設備の設置については地域の方も反対はしないということも判りました。法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査したところ、やはりこの周辺も道路が狭く、工事車両の進入には十分気をつけて、地元住民の車両の通行の支障にならない施行計画でという

ことで工事をしていただくようお願いしたいと思います。

なお、地域の方にはポスティングが行われていたということで連絡を受けております。法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。17番、皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。17番，皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。17番，皆川晃委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第9項及び第10項は関連がありますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第9項及び第10項でございますが、関連がございますので、併せてご説明いたします。

契約内容は両案件とも売買でございます。受人は、不動産賃貸業を営んでおり、事業拡大のため貸事務所、貸店舗を新築し、併せて駐車場が不足するため、駐車場を設置したい旨の申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第9項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。17番、皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお，一時転用期間は3年間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，水道，下水道が埋設された道路に面し，500メートル以内に保育所と病院があることから，農地区分は第3種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 水道, 下水道が埋設された道路に面し, 500メートル以内に保育所と病院があることから, 農地区分は第3種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に保育所と病院があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に保育所と病院があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。10番、安藏委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、JR水郡線常陸津田駅から500メートル以内の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。5番今関委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。21番, 加倉井委員の代理発言となります。

加倉井委員からは調査検討の結果, 法令に照らし許可相当であるとの回答をいただいております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番，市村です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に、第24項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、東水戸道路水戸大洗インターチェンジ入口から300メートル以内の農地であることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この件につきましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番、渡邊です。7番、飛田委員の代理発言です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当かと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番、小島です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番, 小島です。

この案件についても調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが, 本来であれば議案の説明をここでするところではあります。先ほど事務局のほうに連絡がございました。受人の持ち分, つまり受人を複数にしたいというご意向があるということで, 一旦この申請の取下げをしたいという連絡がありました。それを受けまして, 取下げの扱いについて議長に進行をお願いしたいと思います。

議 長 ただいま事務局からこの第28項については申請者が取下げを要請したいという説明がありました。よって, 取下げ扱いとしたいと思います。皆様, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは, 取下げと扱い審議しないことといたします。

次に, 議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 それでは, 資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項, 平須町の畑577平方メートルの土地につきまして土地現況証明願がありまして, 農業委員3名で現地調査をした結果, 転用目的のとおりであることを確認できましたので, 証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 担当課の伊澤よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和4年農用地利用集積計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1番目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が5万4,879平方メートル、うち再設定が7,813平方メートル、畑が3万8,381平方メートル、うち再設定が2万9,526平方メートル、設定者は28名、取得者は11名、うち再設定の設定者は11名、取得者は4名でございます。

利用権設定日は、令和4年11月18日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

また、中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては、最終ページに記載をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

議案第5号につきまして説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が再設定のみで、2万763平方メートル、畑が再設定のみで2,000平方メートル、設定者は1名、取得者は3名、うち再設定の設定者は1名、取得者3名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃貸借権の設定日は、令和5年1月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画の一覧につきましては、次のページから記載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、報告事項として事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、その他として何かございますか。はい、浅井委員、お願いします。

浅井委員 12番、浅井です。ここ最近農地利用解約の一覧が配られるようになったわけですが、これを見ると、随分解約が多いですね。終期までの期間を多く残しての解約が随分あるわけですが、何か問題があるのではないのでしょうか

議 長 それでは事業担当課、解約の原因や問題について説明願います。

事業担当課 一概には言えないのですが、普通の利用権を解約して、農地中間管理機構にという方も半数から3分の1ぐらいかおられるようです。

浅井委員 借り手が解約するのは、これはもう仕方がないし、いいと思うんですよ。だけれども、貸し手が貸し手の都合で解約するというのは問題があるんじゃないかなと思うんです。中にはまだ6年も残して解約になるものもあるんです。そういうのを農地中間管理機構を含めて認めていっていいのかなど。もちろんこの表は貸し手と買い手が納得して解約されて、ここへ出てきているとは思いますが、ただ、その中での実情というのは何かあるんじゃないかと思うんですよ。これはどうなんですかね。10年借りると言った借り手が3年ぐらいで貸し手から解約してほしいなんて言われて、それをどんどん認めていたら、せっかく担い手に集約している意味がなくなってしまうですね。その辺りの事情を農政課で十分把握しているのかどうか伺いたいと思います。

今回、私の担当している鯉淵地区では2件出ているんですが、これは両者合意の上での解約で良いということで円満解約なんです。これは問題がないと思うんですが、他の解約が随分出ているので、それはどうなのかなと思っています。この表を見ると畑が今回の場合は多いですから、これは借り手のほうが畑やってたんでは駄目だと言って解約をしたのかなとは思いますが、借り手が解約する場合には私はいいと思うんですよ。赤字の人が赤字を背負いながら農業をやっている必要はないですよ。でも、貸し手の都合で10年貸しますよと言ったものが3年で返してくれなんていうことになったら、これは集積のしようがないですよ。いつ解約されるんだか分からない。本来ならばちゃんと10年間借りてくれなくては営農計画が立たないですよ。だから、その解約の実情がどうなっているのかなと農政課に聞いているわけです。これからも解約は出てくると思うんです。よく実情を貸し手、それから借り手から聞いて、把握し

て、それで解約ならばこういう形で出てきてもしようがないと思うんですが、この貸し手、借り手の実情を農政課で把握して、貸し手の事情での解約は基本的にはできないという方向で、借り手がもっと借りたいという意向だったら、これは農政課で貸し手を説得する。法的にはどうか分かりませんが、これぐらいのことをしないと、これから農業委員会も含めて担い手に集積することが非常に難しくなってくる、こういうふうだと思うんです。

以上です。

議 長 浅井委員が心配しているのは、離作料等の等の問題にも発展する可能性があることですよね。ですから、農政課としては、今後こういった問題が発生する可能性もあると思うので、内容をまとめて議長へ報告したうえで協議してまとめておいて下さい。

議 長 それでは、以上をもちまして、第29回総会を閉会といたします。
ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 午前10時15分